四国地方整備局訓令第23号

吉野川学識者会議 吉野川地震津波対策検討会を次に定める。 平成29年1月13日

四国地方整備局長

吉野川地震津波対策検討会規約

(検討会の目的)

第1条 本検討会は、吉野川学識者会議運営規約第6条に基づき設置された部会である。吉野川下流域の大規模地震・津波対策については、吉野川水系河川整備計画の点検結果(平成28年3月)を踏まえ、今後予想される南海トラフ巨大地震等に備えた、地震津波対策の方向性等について、意見を述べるため「吉野川地震津波対策検討会」(以下「検討会」という)に必要な事項を本規約で定める。

(業務)

- 第2条 検討会は前条に記した目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
 - 1. 地震津波対策の進め方に対する評価手法の検討
 - 2. その他前項に定めるもののほか必要とされる検討

(検討会の組織)

第3条

- 1. 検討会は、吉野川学識者委員のうち、別表-1で構成する。
- 2. 検討会は、会長を置く。会長は委員の互選によってこれを定める。
- 3. 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4. 会長の指名により、会長代理を置くことができる。会長代理は、会長不 在の場合に会長の職務を代理する。
- 5. 検討会は、必要があるとき 1. に掲げる以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

- 第4条 検討会の事務局は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所内 に置く。
 - 2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
 - 3 事務局は、検討会における検討結果等をまとめ、「吉野川学識者会議」 に報告する。
 - 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、議長の議事進行と調整 を図り、次に掲げる者を退場させることができる。

- 一 会議の秩序を乱した者
- 二 議事進行に必要な議長の指示に従わない者

(検討会の開催)

第5条 検討会は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長(以下、 事務所長)が開催する。

(情報公開)

第6条 検討会は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は事務 所長が検討会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成29年1月13日から施行する。

吉野川地震津波対策検討会 委員名簿

【五十音順・敬称略】

氏 名	専門分野	所属
渦岡 良介	地盤工学・地震工学	徳島大学大学院 教授
中村 昌宏	地域経済	元徳島文理大学 学部長
三神 厚	防災対策(地震)	東海大学 教授
山中 英生	地域づくり	徳島大学大学院 教授